

令和4年9月2日

関係各位

台風第11号について  
～ 注意喚起 ～

気象庁の情報によりますと、現在日本の南にある台風11号は猛烈な勢力を保ったまま今後北上し、週明けに関門港に接近する見込みとなっております。

台風11号は、関門港接近時においても60m/sを超える最大瞬間風速が想定されており、関門港長からの勧告を発出する予定です。

今後とも最新の台風情報等を確認いただき、早め早めの対応をお願いいたします。

※参考

気象庁の台風情報(2日12:40時点)から想定される勧告発出見込み

第一態勢 : 9月5日 夕方 (発令海域: 関門港全域)

第二態勢 : 未定

# 台風来襲時における措置

別添1

態勢	船舶等が執るべき措置
第一態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。</li> <li>・ 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。</li> <li>・ はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。</li> <li>・ 工事・作業船：工事を中止し、安全な海域へ移動すること。</li> <li>・ 錨泊船にあつては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。（第二態勢も同じ。） 国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。</li> </ul> <p>AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。</p> <p>※【指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。</li> </ul>
第二態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。（総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。）</li> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数3,000t以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。</li> <li>・ 関門港（若松区第1区、第2区を除く。）における総トン数500t以上の危険物積載船は、六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。</li> </ul>
第三態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港長が命令した措置をとること。</li> </ul>